総合福祉部会の骨格提言に基づく 障害者総合福祉法(仮称)の制定を求める意見書

国は現在、障害者に係る総合的な福祉法制の制定に向けた検討を行っており、障が い者制度改革推進会議の総合福祉部会は、昨年の8月に、「障害者総合福祉法の骨格 に関する総合福祉部会の提言」(以下「骨格提言」という)を取りまとめた。

障害の種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障害者みずからが選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障害者権利条約、障害者基本法、骨格提言等に沿った障害者総合福祉法の着実かつ速やかな立法化が求められている。

しかしながら、本年2月8日に示された厚生労働省の骨格案は、その流れに反し、 障害者自立支援法の表紙だけを変えるもので、障害児者の願いを踏みにじるものであった。

よって政府におかれては、骨格提言を尊重した障害者総合福祉法を制定するよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年3月23日

大和市議会

提出先 衆議院議長 横路 孝弘 参議院議長 平田 健二 内閣総理大臣 野田 佳彦 法務大臣 小川 敏夫 厚生労働大臣 小宮山 洋子